

タバコ病をなくす 横浜裁判応援団ニュース

2011.12.8発行 No.36

連絡先 高橋 是良

〒236-0014横浜市金沢区寺前1丁目16-6

http://www13.plala.or.jp/tabakobyounin/

E-mail : tabakobyounin@yahoo.co.jp

Tel.045(782)0853 Fax045(786)0789

12・26原告最終陳述予定 タバコ病裁判・高裁結審へ

タバコ病根絶のための国会請願 3750筆の署名を衆参議院に提出

タバコの害から市民を守る神奈川連絡会は、昨年から取り組んでいた「無煙社会をめざし、タバコ病根絶のための請願署名」3750筆を国会に提出しました。

衆議院と参議院の厚生労働委員会所属の六党派各一人ずつ計12人の議員に紹介議員になっていただくよう要請文を送りました。

タバコ病訴訟の原告高橋是良さん他応援団6名が参加し、11月14日、紹介議員の了解をいただいた衆議院議員阿部知子（社民党）、高橋千鶴子（日本共産党）、参院議員田村智子（日本共産党）、川田龍平（みんなの党）の4議員に署名簿を渡し、国会審議を要請しました。

国会へ提出した請願項目は、

- ①タバコ事業法を財務省から厚生労働省に移管し、「タバコ規制法」の制定、税込確保から健康増進のためにタバコ政策を転換する
 - ②タバコ自販機を禁止する
 - ③タバコ外箱の警告表示の強化
 - ④禁煙教育・啓発の徹底
- などです。

次回裁判 結審

12月26日(月)14時
東京高等裁判所 822号法廷

集会後 傍聴券の抽選がありますので、13時に裁判所前に集合下さい

地下鉄東京メトロ丸ノ内線 日比谷線 千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分
JR線新橋駅から徒歩15分



高橋議員へ要請



田村議員へ要請



川田議員へ要請



阿部議員(秘書)へ要請

タバコ病をなくす横浜裁判とは

喫煙によって肺がん・肺気腫など「タバコ病」になった水野、森下、高橋の三人の原告が、二〇〇五年一月一九日、タバコ病のない社会をめざして、国と日本たばこ産業(株)を訴える裁判を起しました(森下原告は亡くなったため、夫人の玲子さんが引き継いで原告に)。

請求内容は、①原告1人1千万円の損害賠償(被告の責任を明らかにするため)②自動販売機の設置規制③外装の警告表示の強化です。

横浜地裁は昨年1月20日、タバコの有害性も依存性も認定しながら、原告が喫煙していた当時(1947年〜1993年)に限ると被告の行為は違法ではないとの判決を下したため、東京高裁に控訴しています。

カンパに

ご協力を!

郵便振替口座

00260—2—□132084

口座名義

たばこ病をなくす横浜裁判原告団
(振込手数料120円)

東京高裁第7回口頭弁論(10月12日)

原告側 準備書面3及び4を提出し、岡本弁護士が原告の損害賠償額の算定とたばこに薬事法を適用すべきと陳述を行う
被告側が少し抵抗したが、裁判長のリードで12月26日結審に決定

裁判に先立って午後1時から裁判所前で集会を行い、3人の原告から、「原発もタバコも『やらせ』が横行してきた。この非人間的なやり方を正せるのはわたしたちの闘い如何だ。希望を現実にしよう」と力強い挨拶がありました。



東京高裁前

裁判冒頭裁判長は、提出した準備書面についていくつかの指摘を行った上で、双方の主張は出尽くしたと思うので、年末に結審にしたいとの提案がありました。原告側は同意しましたが、珍しく被告側から「もう一度弁論を入れてほしい」との主張がなされました。しかし、「お互いの主張ははっきりしているし、これ以上の新しい主張が出てくるとは思えない」との裁判長の判断で、12月26日午後2時結審と決まりました。又、原告側の申し出により、当日、原告本人の陳述が行われることになりました。

このあと岡本弁護士が次のような陳述を行いました。

原告の損害賠償金額について

各原告とも、1.肺がん、肺気腫になったこと(たばこ病)の後遺症慰謝料及び、2 1980年以降タバコ依存症を継続したことによる精神的損害はそれぞれ1000万円を下らない、又 3 説明義務違反に基づく自己決定権侵害による損害は100万円を下らない。

たばこに薬事法が適用されるべきだ

被告は、「たばこは嗜好品だから薬事法の適用を受けない」と主張しているが、タバコは「嗜好品」であろうとなかろうと、その主たる成分にニコチンを含有しているため、医薬品範囲基準(薬発第476号 昭和46年6月1日)に基づき原則として無承認無許可「医薬品」に該当している。しかも、被告国は、「嗜好品」に該当し得る電子タバコを「医薬品」として薬事法に基づいて取り締まっている。



高裁前で宣伝

被告らは(意図的に)誤った解釈に基づき、いずれもかかる義務を怠ってきたのであり、重大な違法があると言わざるをえない。

いよいよ結審です!

一回りも二回りも支援の輪を広げて勝利判決を!!